

令和4年度 東山泉小中学校PTA

PTA 総会議案書

書面議決

令和4年5月23日（月）

議案

第1号議案 令和4年度 PTA事業計画案

第2号議案 令和4年度 PTA会計予算案

第3号議案 PTA規約 改定について

<添付資料>

令和4年度 PTA運営委員一覧

京都市立東山泉小中学校PTA規約

第Ⅰ号議案

令和4年度 東山泉PTA本部・運営委員会事業計画(案)

月	本部・運営委員会		
4	令和3年度・4年度PTA本部役員・運営委員会引継ぎ会(4/5) 第1回役員会・運営委員会（4/14） 入学式・進級式受付（4/7）		
5	第2回役員会・運営委員会（5/9）	PTA総会（書面5/23）	
6	第3回役員会・運営委員会	土曜参観受付（6/4）	
7	第4回役員会・運営委員会		
8	小P連あいさつ運動（8/24）		
9	第5回役員会・運営委員会		
10	第6回役員会・運営委員会	体育大会受付（10/15）	
11	第7回役員会・運営委員会	大文字駅伝支部予選（11/22） 芸術の泉	研究報告会受付
12	第8回役員会・運営委員会	市P連人権学習会(上旬)	PTAフェスティバル(中旬)
1	第9回役員会・運営委員会	小P連あいさつ運動（1/5） 地域生徒指導総会・研修会	次年度本部・正副専門委員選挙告示
2	第10回役員会・運営委員会	次年度PTA役員互選会	
3	第11回役員会・運営委員会	感謝の集い 卒業式(3/15)巣立ちの式(3/17受付	PTA決算総会 離任式(3/30予定)
備考	市P連・支部小P連等に出席	各学区自治連投の会議に出席	見守り活動
	学校運営協議会出席(年2～3回)	東山区ふれあいリレーマラソン (日程未定)	クリーン活動

はぐくみ委員会・親まなび委員会

委員会・学習会・研修会等に参加(日程は未定)

令和4年度 東山泉PTA各委員会事業計画(案)

月	学年委員会	保健体育委員会	広報委員会	地域委員会
4		バレーボール練習開始		
5	ベルマーク通信発行 回収箱設置	バレーボール部員募集	先生へのアンケート お願い	
6				
7		学期末 クリーン活動	前期広報誌配布 (7月下旬)	見守り当番表配布 (2学期分)
8				
9				
10	ベルマーク回収・整理			
11				
12	ベルマークの回収・整理・集計	学期末 クリーン活動		見守り当番表配布 (3学期分)
1	ベルマーク発送			
2	卒業生への花発注			
3	卒業生への花贈呈	学期末 クリーン活動	後期広報誌配布	見守り当番表配布 (来年度分)
備考		バレーボール練習 (月曜日・東学舎体育館) 木曜日・西学舎体育館		

令和4年度 PTA 会計予算(案)

東山泉小中学校PTA

1 収入の部

(単位:円)

費 目	令和3年度 予算	令和3年度決算 収入	令和4年度 予算	備 考
前年度繰越金	795,649	795,649	1,583,609	
会 費	2,214,000	2,023,200	2,106,000	@ 3,600 × (世帯数 + 教職員 = 585)
預 金 利 息	0	9	0	
雑 収 入	0	3,515	0	
合 計	3,009,649	2,822,373	3,689,609	

2 支出の部

(単位:円)

費 目	令和3年度 予算	令和3年度決算 支出	令和4年度 予算	備 考
① 昨 年 度 未 払 金	0	0	1,840	小P中P研修費
① 事 務 費	180,000	42,090	180,000	インク、印刷用紙、SDカード
② 分 担 金	80,000	62,800	80,000	中P連・小P連分担金
③ 保 険 費	60,000	50,190	60,000	PTA保険
④ 研 修 費	50,000	2,160	50,000	小P中P研修、他校との交流
⑤ 学 年 費	280,000	233,680	280,000	学年活動費、災害用非常食@300 × (全校児童生徒分)
⑥ 文 化 教 養 費	50,000	0	50,000	文化教養的行事活動費
⑦ 保 健 体 育 費	100,000	0	100,000	保健体育的行事活動費
⑧ 広 報 費	250,000	194,700	250,000	広報誌印刷代
⑨ 見 守 り 隊	200,000	59,800	200,000	1年保護者用横断旗・帽子・ビブス等
⑩ 入 学・進 級・卒 業	250,000	174,995	250,000	入学祝、卒業祝、前期課程修了祝
⑪ 予 備 費	200,000	5,000	200,000	地域との交流活動
⑫ 芸 術 の 泉	200,000	0	200,000	材料費、印刷費等
⑬ 記 念 行 事 費	100,000	100,000	100,000	記念行事積立
⑭ 児 童・生 徒 補 助	300,000	26,990	800,000	部活動等補助、感染予防対策補助
⑮ メ ー ル	80,000	46,820	80,000	PTAメール配信
⑯ 慶 弔 費	100,000	50,000	100,000	離任式花代、お祝い等
⑰ 美 化 衛 生 費	200,000	189,539	200,000	清掃活動費、感染予防消耗品
⑱ 予 備 費	329,649	0	507,769	
合 計	3,009,649	1,238,764	3,689,609	

※費目間での調整は可

PTA 規約改定について

PTA 規約第5章第9条の改定を提案します。

第5章 【役 員】

第9条 役員の任期は1ヵ年とする。また、役員は次年度よりその校種の役員を在籍期間に於いて辞退することができる。(一家庭につき各校種で2回目からは辞退できる。)ただし、役員及び選挙管理委員会推薦による再選を妨げない。



改定案(上記文章中の下線部を改定)

第9条 役員の任期は1ヵ年とする。また、役員は、次年度より、一家庭につき3年間、役員を辞退することができる。ただし、役員及び選挙管理委員会推薦による再選を妨げない。

改定を提案する理由

現在の規約では、兄弟姉妹が複数在籍されているご家庭において、長期間にわたって辞退権を行使することができます。このことで、学級によっては、多くの方が辞退権を行使されている状態となり、運営委員選挙の際、大変少ない人数の中から選出しなければならない事態が起こっていました。そのため、上記の改定案を提案します。

令和4年度 東山泉小中学校PTA 運営委員

*ホームページ掲載用のため、個人情報保護の観点から、お名前を記載しておりません。

本部役員

役 職	課 程			
会 長	後期課程			
副会長	後期課程			
	前期課程			
会 計	前期・後期課程			
庶 務	後期課程			
	前期課程			

正副委員長

役 職	課 程	学年委員	保健体育委員	広報委員
委員長	後期課程			
副委員長	前期課程			

役 職	課 程	地域委員	地域委員	地域委員
地域委員長	前期課程			

京都市立東山泉小中学校 PTA規約

第1章【名 称】

第1条 本会は「京都市立東山泉小中学校PTA」と称し、事務所を東山泉小中学校内に置く。

第2章【目的と活動】

第2条 本会は会員相互の親和、教養の向上を計るとともに、家庭と学校が協力して児童・生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

- (1) 学校及び学年学級と家庭との連絡を密にし、学校教育の促進を図るために教育的環境の整備に努力する。
- (2) 本会の活動を会員・地域に広報するために新聞発行などを行う。
- (3) 会員相互の親和と教養の向上を計るために講演会、講習会、社会見学などを行う。
- (4) 会員・児童・生徒の交通・安全・保健・体力の向上及び校内外の安全に寄与する。
- (5) 地域を中心として学校及び会員相互の連絡を図り、社会の生活環境の改善に努め、児童・生徒の健全育成に努力する。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な諸般の事業を行う。

第3章【性 格】

第4条 本会は教育の推進を本旨とする民主団体として次の方針によって活動する。

- (1) 政党・宗教・営利などの色彩は一切もたず、自主独立の団体であって会員の総意に基づいて活動する。
- (2) 児童生徒の教育並びに福祉を目的とする機関又は諸団体とは密接な連携を保ち協力するが、それ等の団体の干渉は受けない。
- (3) 学校と教育の問題について討議をしたり、参考となる事項については意見を述べ資料の提供などを行ったりも行うが、学校の管理・教職員の人事などの干渉はしない。

第4章【会 員】

第5条 本会の会員は本校に在籍する児童・生徒の保護者及び本校の教職員に限る。その入会と脱会については任意とする。

第6条 会員はすべて、所定の会費を納めなければならない。ただし、事情により免除することができる。

第7条 会員はすべて、会の規約に反しない限り、平等の権利を有し義務を負う。

第5章【役 員】

第8条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長1名・副会長4名(その内2名は、親まなび委員・はぐくみ委員をそれぞれ兼ねる)・会計3名・庶務4名とする。ただし、会計のうち1名は教職員の中から校長の指名によって決める。
- (2) 校長は役員ではないが、全ての会合に出席をして意見を述べることができる。
- (3) 教職員である会員は会長・副会長に就任することができない。

第9条 役員の任期は1ヵ年とする。また、役員は次年度よりその校種の役員を在籍期間に於いて辞退することができる。(一家庭につき各校種で2回目からは辞退できる。) ただし、役員及び選挙管理委員会推薦による再選を妨げない。

第6章【役員の任務】

第10条 会長は本会の代表者であって会務を総理する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはそれを代行する。

第12条 庶務は会計事項を除く一切の事務を担当し、総会・役員会その他会議の議事録を作成し、次回当該会合に報告して諸行事の記録を作成する。

第13条 会計は総会に於いて議決された予算に基づいて会計事務を処理し、年度末には会計監査を受けて決算報告を行う。

第7章【会計監査】

第14条 本会に2名の会計監査を置く。

第15条 会計監査は、その年度に於ける経理を随時に監査して、これを総会に於いて報告する。尚、会計監査の任期は1ヵ年を限度とする。

第8章【PTA 運営委員組織および委員】

第16条 PTA 運営委員は、本部役員、専門委員（学年委員・保健体育委員・広報委員・地域委員）で構成する。委員会は運営委員会・選挙管理委員会に分ける。その他必要あるときは、運営委員会の議決を得て臨時の委員会を設けることができる。

第17条 運営委員会は役員及び各専門委員の正副委員長によって構成される。議長は会長又は副会長があたる。

第18条 運営委員会は本会の目的を推進するために設けられ主として次の業務をする。

- (1) 各専門委員によって立案された事業計画を審議する。
- (2) 総会に於いて決定されたすべての業務を処理する。
- (3) 総会に提出する議案・報告などを審議作成する。

第19条 専門委員は本会の業務を分担するために次の委員に分ける。

- (1) 学年委員
- (2) 広報委員
- (3) 保健体育委員
- (4) 地域委員 ※ 地域委員長は1年～5年に児童が在籍する PTA 会員より選出する。

第20条 選挙管理委員会は別に定める選挙細則によって役員及び専門委員の選挙事務を執る。

第9章【役員及び専門委員の選挙】

第21条 役員及び専門委員の選出は別に定める選挙細則によって行う。

第10章【総 会】

第22条 総会は本会の最高決議機関であって、運営委員及び会計監査の承認・予算・決算・行事計画その他重要事項の審議決定をする。

第23条 総会は年1回以上開く。総会の日時、場所及び議案は7日前までに全会員に公示しなければならない。

- (1) 総会は会長がこれを招集する。
- (2) 会員は、招集請求の理由及び議案を記載した書面、総会員数の5分の1以上請求者名簿を添えて、会長に臨時総会の開催を請求することができる。
- (3) 会長は、(2) の請求があった時は30日以内にこれを招集しなければならない。

第24条 総会の定足数は全議決権数（会費納入世帯数）の3分の1とする。ただし、委任状は出席とみなし、総会の議決は出席数の過半数の賛成をもってする。議長はその都度選出する。

第11章【経 理】

第25条 本会の経理は会費・事業収入及びその他を以って当てる。

第26条 本会の会費は世帯単位とし、月額300円とする。

第27条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12章【規約改正】

第28条 本規約は総会に於いて出席者の過半数の賛成により改正することができる。

第13章【細 則】

第29条 本会を運営するための必要な細則は運営委員の議決によって定める。ただし、細則を制定及び改廃したときは次期総会に報告しなければならない。

第14章【リコール制】

第30条 役員や委員の中に不適任者があるときは総会に諮り、過半数の会員の賛成によりこれを解任することができる。

《 細 則 》

【役員・専門委員選挙及び会計監査選出の規則】

第1章 【選挙管理委員会（以下選管と称す）】

第1条 役員・専門委員選挙のための事務を担当し、全新委員の就任とともに解任する。

第2条 選管の委員は次による。

（１）次年度に在籍しない9年生の保護者から10名程度選出する。

（２）教職員から4名を選出する。

第3条 委員互選により委員長を選定し、委員長の指示によって事務を処理する。

第2章 【運営委員の選挙、互選会及び会計監査選出】

第4条 選管は速やかに各学年の学級毎の選挙名簿を作成し、選挙を行う。

第5条 選管は各学年の全会員の選挙結果に基づいて高位者より、原則、前期課程は6名、後期課程は9名の候補者を学年毎に選出する。

第6条 選管は速やかに候補者及び立候補者を招集し、会長を互選により決定する。

第7条 会計監査は前年度副会長の互選により2名選出する（前期課程1名、後期課程1名）。ただし、運営委員とは兼ねない。

第8条 会長は、互選により選出した各役職を委嘱する。

第9条 運営委員の就任は前年度末の総会に於いて承認を受ける。

第10条 会員は運営委員に自ら立候補できる。ただし、選挙までの定められた期日までに選管に届け出るものとする。

第3章 【東山泉（いずみ）サポーター】

第11条 東山泉サポーターは、学校行事や地域行事等でサポーター（スタッフ）が必要な場合に、PTA 会員に募集をかけるものである。募集する内容や人数、時期等は PTA 運営委員会で決定する。

附則 本規約は、平成26年4月1日より施行する。

本規約は、平成27年3月10日より一部改正施行する。

本規約は、平成27年12月15日より一部改正施行する。

本規約は、平成31年6月6日より一部改正施行する。

本規約は、令和4年4月1日より一部改正施行する。